

# 「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」 改正の概要

令和 2 年 12 月  
経済産業省 商務・サービスグループ  
商取引監督課

## 1. 改正の経緯

当課は、割賦販売法に基づく監督行政の透明性及び均一性を確保し、信用購入あつせん業者の適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」（以下「基本方針」という。）において、評価項目及び検査項目を示している。

令和 2 年第 201 回通常国会で成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 64 号。以下「改正法」という。）においては、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「法」といい、改正法による改正後の法を「新法」という。）について、主に以下の点を規定した。

- (1) 少額の分割後払いサービスを提供する者（登録少額包括信用購入あつせん業者。以下「登録少額業者」という。）についての登録制の導入
- (2) 新たな与信審査手法により限度額審査を行う者（認定包括信用購入あつせん業者。以下「認定業者」という。）についての認定制度の導入
- (3) クレジットカード番号等の適切管理義務の主体の拡充（QR コード決済事業者等）
- (4) クレジットカード会社や加盟店の書面交付義務の見直し

当該改正及び割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「施行規則」という。）の改正に伴い、新たに評価項目及び検査項目を追加等することから、基本方針を改正する。

## 2. 改正の概要

- (1) 認定業者及び登録少額業者について、新法第 30 条の 5 の 4 第 1 項に規定する利用者支払可能見込額の算定に関する評価項目及び検査項目の追加（基本方針Ⅱ-2-2-1-2 及びⅢ-4-2-1-2 の 1. から 4. まで）。
- (2) 書面交付義務を情報提供義務に改正したことに伴い、複数の方法により情報の提供を行う場合の情報提供の一体性の確保等の評価項目及び検査項目の追加（基本方針Ⅱ-2-2-2-1 及びⅢ-4-2-2-1）。
- (3) 加盟店調査における定期調査事項の一部を随時調査事項としたこと（施行

規則 133 条の 8 第 1 号) に伴い、当該随時調査事項の評価項目及び検査項目を追加 (基本方針Ⅱ-2-2-5-2 の 2. 及びⅢ-7-2-1 の 2.)

- (4) 包括信用購入あっせん業者に対する行政処分について、認定業者及び登録少額業者に対する行政処分 (新法第 30 条の 5 の 4 第 5 項等) 並びに登録包括信用購入あっせん業者に対する業務停止命令 (新法第 34 条の 2 第 2 項) に関する評価項目を追加 (基本方針Ⅱ-3-2-1-3)。
- (5) 新法第 35 条の 16 第 1 項柱書に規定するクレジットカード番号等取扱業者 (加盟店を除く。) を定期検査対象に追加 (基本方針Ⅲ-3-2-2(1)⑦)。
- (6) 認定業者及び登録少額業者は定期報告書を事業年度終了後 3 か月以内に提出するよう努める旨を検査項目に追加 (基本方針Ⅲ-4-2-1-2 の 5.)。
- (7) 支払の遅延を理由とする契約解除又は期限の利益喪失を行うための催告を電磁的方法により行う場合における検査項目を追加 (基本方針Ⅲ-4-2-4-2)。
- (8) 新法第 35 条の 16 第 1 項柱書に規定するクレジットカード番号等取扱業者 (包括信用購入あっせん業者及び加盟店を除く。) によるクレジットカード番号等の適切な管理に関する検査項目を追加 (基本方針Ⅲ-6)。
- (9) 認定業者による認定取下げの取扱い等、認定業者及び登録少額業者の各種申請等の事務手続の取扱いを追加 (基本方針 (参考) 信用購入あっせん業者等の監督に係る諸手続)。

### 3. 今後のスケジュール (予定)

令和 3 年 1 月中 パブリックコメント結果公示

4 月 1 日 施行